



令和4年11月1日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
県民生活課	交通安全・ コミュニティ係	佐藤 由子	内線 2390 直通 058-272-8205 FAX 058-278-2889

「交通死亡事故多発県内警報」の発令について

県内における交通事故死者数は、59人(10月31日現在、前年対比+9人)となり、特に10月1日以降、11件11人の交通死亡事故が発生しています。

そのため、県内全域を対象とした「交通死亡事故多発県内警報」を発令します。

これは、「交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱」第4別表1に定める県内警報の発令基準(1か月の県内交通事故死者数が10人に達したとき)に該当し、本年度2回目の発令(前回は5/11~5/25)です。

1 発令種別

県内警報

2 発令期間

令和4年11月1日(火)から11月15日(火)までの15日間

3 発令者

岐阜県交通安全対策協議会長(岐阜県知事)

4 該当する発令基準

交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱 第4 別表1

「1か月の県内交通事故死者数が10人に達したとき」に該当

5 発令に伴う取組み

(1) 県の取組み

- ・ 広報車による巡回啓発、夕暮れ時以降の街頭啓発の実施
- ・ 県ホームページを活用した広報啓発
- ・ 市町村と連携した広報啓発(防災無線等)
- ・ 関係機関(交通安全協会等)との連携による広報啓発 等

(2) 警察の取組み

- ・ 事故実態に合わせた交通指導取締り
- ・ 夕暮れ時以降の街頭指導活動の強化
- ・ 交通情報板による広報 等

【1か月の交通死亡事故の概要】

発生日	発生市町	事 故 概 要
10月1日（土） 夜	美濃市内	自動二輪（男性、38歳）は、信号交差点において、普通乗用（女性、44歳）と衝突。 自動二輪運転者が死亡
10月2日（日） 昼	郡上市内	軽四乗用（男性、81歳）は、交差点において、自動二輪（男性、64歳）と出会い頭衝突。 自動二輪運転者が死亡。
10月5日（水） 昼	高山市内	軽四乗用（男性、86歳）は、右カーブにおいて、左側のコンクリート壁に衝突。 軽四乗用運転者が死亡。
10月7日（金） 夜	岐阜市内	大型貨物（男性、51歳）は、歩行者（男性、90歳）と衝突。 歩行者が死亡。
10月8日（土） 夜	岐阜市内	普通乗用（男性、21歳）は、右から横断中の歩行者（女性、63歳）と衝突。 歩行者が死亡。
10月10日（月・祝） 夜	各務原市内	軽四乗用（女性、46歳）は、右から横断中の歩行者（男性、82歳）と衝突。 歩行者が死亡。
10月14日（金） 昼	岐阜市内	普通乗用（男性、55歳）は、駐車場内の歩行者（男性、84歳）と衝突。 歩行者が死亡。
10月17日（月） 夜	岐南町内	準中型貨物（男性、46歳）は、歩行者（男性、43歳）と衝突。 歩行者が死亡。
10月29日（土） 夜	岐阜市内	軽四乗用（男性、50歳）は、右から横断中の歩行者（女性、74歳）と衝突。 歩行者が死亡。
10月30日（日） 夜	多治見市内	軽四乗用（男性、19歳）は、右から横断中の歩行者（男性、80歳）と衝突。 歩行者が死亡。
10月31日（月） 昼	高山市内	軽貨物（男性、75歳）は、左カーブにおいて、道路右側の川に転落。 軽貨物運転者が死亡。

【交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱（抜粋）】

（発令基準等）

第4 別表1に定める基準に達した場合には、会長は、警察本部長と協議の上、必要があると認めるとき、非常事態宣言、県内警報及び地域警報を発令することができる。

別表1（第4関係）

○基準

種 別	内 容
県内警報	下記のいずれかに該当した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通死亡事故が、1週間連続して発生したとき ・ 2以上の地域において、地域警報が発令されたとき ・ 1か月の県内交通事故死者数が10人に達したとき

（発令期間）

第5 非常事態宣言等の発令期間は、次のとおりとする。

- (1) 非常事態宣言 その都度決定する。
- (2) 県内警報 発令の日から起算して概ね15日間とする。
- (3) 地域警報 発令の日から起算して概ね10日間とする。

2 会長は、非常事態宣言等発令後、交通死亡事故が継続して多発傾向にある場合は、その期間を延長することができる。